

# 大創産業グループ人権方針

## 1 はじめに

私たち、大創産業グループは、「世界中の人々の生活をワンプライスで豊かに変える～感動価格、感動品質～」を社是とし、世界中の人々の生活インフラたる企業として、日々の生活の幸せに寄り添うことを目指しています。

私たちは、今後の事業活動において、より一層力強く、大創産業グループ一丸となって、人権を尊重する取り組みを進めていくために、「大創産業グループ人権方針」を定めます。

## 2 人権方針

私たちは、国際人権章典や「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等で挙げられた、強制労働や児童労働に服さない自由、結社の自由、団体交渉権、雇用及び職業における差別からの自由、居住移転の自由、人種・障がいの有無・宗教・社会的出身・性別・ジェンダーによる差別からの自由等を内容とする、国際的に認められた人権を尊重します。

また、各国の法令で認められた権利や自由、子どもと女性の権利や自由を尊重します。

この人権方針は、大創産業グループのすべての会社に適用するものであり、大創産業グループ一丸となって、人権方針の実現に取り組みます。

私たちは、人権方針のいかなる規定も、大創産業グループが事業を行う各国の法令に抵触するような解釈や適用を行わず、各国の法令を遵守します。

## 3 重要な人権課題

### (1) お客さま

私たちは、すべてのお客さまの基本的な人権を尊重します。

安全な商品を提供し、商品に関する情報を適切に開示し、情報に誤りがあった場合にはすみやかに訂正することにより、お客さまに安心して商品を楽しんでいただく環境を整えます。

### (2) サプライチェーン

私たちは、商品のサプライチェーンに関わるすべての人々の人権を尊重します。

また、商品のサプライチェーンに関わるすべての会社には、私たちと同様に、従業員等の人権を尊重するための取り組みを求めます。

### (3) 従業員

私たちは、すべての従業員の人権を尊重し、差別のない公正な職場を目指します。

そして、すべての従業員が安心して働くことができるよう、適切な賃金の支払いと労働時間の管理、ハラスメント防止等の職場環境改善に取り組みます。

## 4 人権方針の実現に向けた方策

### (1) 人権方針を実現するためのガバナンス

私たちは、人権課題を解決するための具体的方法及び実施計画の策定、進捗状況の確認等を行い、人権方針を実現するための取り組みを推進します。

### (2) 人権意識を醸成するための教育

私たちは、大創産業グループのすべての従業員に対して、定期的な研修や文書等により、人権に関する教育を継続することにより、人権意識の醸成に取り組みます。

### (3) 人権デューデリジェンスの実施

私たちは、事業活動による人権に対する潜在的な負の影響を特定し、人権侵害を予防、軽減する方法を検討するために、定期的にも人権デューデリジェンスを実施します。

### (4) 人権侵害に対する是正・救済

私たちは、適用される法令及び社内規程に従い、人権に対する負の影響を予防、軽減、是正することに取り組みます。

### (5) ステークホルダーとの対話

私たちは、人権尊重の取り組みを推進するために、事業活動に関わるステークホルダーとの対話を継続し、人権方針の実現に邁進します。

2026年3月1日

株式会社大創産業

代表取締役社長 矢野靖二